

大阪市長 様

所在地又は住所
事業者名
代表者氏名

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に定める
障害者支援施設等に準ずる者の認定申請書

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に定める障害者支援施設等に準ずる者の認定基準に基づき、次のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類は、事実と相違ないことを誓約します。

記

(フリガナ) 事業者名		
認定区分	(1)特例子会社 (2)重度障がい者多数雇用事業所 (3)在宅就業障害者 (4)在宅就業支援団体 (5)共同受注窓口	
担当者	部署・氏名 連絡先 メールアドレス	

【添付資料】

- (1) 定款、寄附行為（個人事業主は除く）
- (2) 事業所概要（パンフレット等）
- (3) 提供可能な物品・役務の概要（パンフレット・写真等）
- (4) 特例子会社、重度障がい者多数雇用事業所、在宅就業支援団体であることを証する書類
 - ・特例子会社の場合、原則として、厚生労働大臣、都道府県労働局又は公共職業安定所長が障害者の雇用の促進等に関する法律第 44 条第 1 項の認定を行った旨を称する書類の写し
 - ・重度障がい者多数雇用事業所の場合、障がい者雇用状況計算書（様式第 7 号）及びその添付資料
 - ・在宅就業支援団体の場合、厚生労働大臣の在宅就業支援団体登録通知書の写し
- (5) 共同受注窓口であることを証する書類
 - ・業務内容及び過去 3 カ年の活動実績
- (6) その他市長が必要と認める資料

様式第2号（第4条関係）

大福祉第 号
年 月 日

（認定事業者 名称・代表者） 様

大 阪 市 長

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定める
障害者支援施設等に準ずる者の認定通知書

年 月 日付認定申請について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定める障害者支援施設等に準ずる者の認定基準に基づき、次のとおり認定しましたので通知します。

1 認 定 年 月 日

2 認 定 番 号

様式第3号（第4条関係）

大福祉第 号
年 月 日

（申請事業者 名称・代表者） 様

大 阪 市 長

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定める
障害者支援施設等に準ずる者の不認定通知書

年 月 日付の認定申請については、次の理由により認定しないこと
としたので、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定める障害者支援施設等に
準ずる者の認定に係る事務取扱要綱第4条の規定により通知します。

1 不認定理由

様式第 4 号（第 6 条関係）

年 月 日

大阪市長 様

所 在 地
事業者名称
代表者氏名

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に定める
障害者支援施設等に準ずる者の認定事項変更届出

年 月 日付大福祉第 号で認定を受けた、地方自治法施行
令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に定める障害者支援施設等に準ずる者の認定について、次
のとおり変更が生じたので、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に定める
障害者支援施設等に準ずる者の認定に係る事務取扱要綱第 6 条の規定により届け出ます。

変更年月日	
変更の内容	
変更の理由	

様式第 5 号（第 7 条関係）

年 月 日

大阪市長 様

所 在 地
事業者名称
代表者氏名

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に定める
障害者支援施設等に準ずる者の認定辞退届

年 月 日付 第 号で認定を受けた、地方自治法施行
令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に定める障害者支援施設等に準ずる者の認定について、次
のとおり認定を辞退しますので、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に定める
障害者支援施設等に準ずる者の認定に係る事務取扱要綱第 7 条の規定により届け出ます。

辞退年月日	
辞退理由	

（認定事業者 名称・代表者） 様

大 阪 市 長

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に定める
障害者支援施設等に準ずる者の認定取消通知書

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に定める障害者支援施設等に準ずる者の認定について、次の理由により認定を取り消しすることとしたので、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に定める障害者支援施設等に準ずる者の認定に係る事務取扱要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

1 認定取消理由

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に定める障害者支援施設等に準ずる者の認定に係る事務取扱要綱第 7 条第 1 項第 号の規定による。

＜参考＞

（認定の取消し）

第 7 条 市長は、認定事業者としての認定を受けた後に、次のいずれかに該当すると判断したときは、認定を取消することができる。

- （１）認定基準に定める要件を欠いたとき。
- （２）営業を廃止又は休止したとき。
- （３）申請内容又は添付資料の記載事項を故意に偽ったことが判明したとき。
- （４）契約の履行にあたり、不誠実又は不正な行為があったとき。
- （５）他の認定事業者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げたとき。
- （６）営業を行うにつき、法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可等必要とする資格を有しなくなったとき。
- （７）その他、認定にふさわしくないと市長が認めるとき。

障がい者雇用状況計算書

年 月 日

所 在 地
事 業 者 名
代表者氏名

計算基準日 年 月 日					
	労働者数 (障がい者を含む)	重度身体障がい者 の数	重度身体障がい者 以外の身体障がい 者の数	知的障がい者の数	精神障がい者の数
短時間労働者以外 の労働者	(a) 人	(d) 人	(g) 人	(j) 人	(m) 人
短時間労働者	(b) 人	(e) 人	(h) 人	(k) 人	(n) 人
計	(c)=(a)+(b)×0.5 人	(f)=(d)+(e)×0.5 人	(i)=(g)+(h)×0.5 人	(l)=(j)+(k)×0.5 人	(o)=(m)+(n)×0.5 人
(ア)障がい者数	(f)+(i)+(l)+(o) 人	(イ)障がい者雇用 割合	(ア)/(c)×100 %	(ウ)重度障がい者 等の割合	((f)+(l)+(o))/(ア)×100 %

【記載上の注意】

- 1 計算基準日は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に定める障害者支援施設等に準ずる者の認定に係る事務取扱要綱第 2 条による申請の場合は提出日から遡って 1 か月以内の日、同要綱第 9 条第 2 項の報告の場合は直前の 6 月 1 日とすること。
- 2 (ア)欄「障がい者数」は、5 人以上であることを要する。
- 3 (イ)欄「障がい者雇用割合」は、20%以上であることを要する。なお、小数点以下切捨てとする。
- 4 (ウ)欄「重度障がい者等の割合」は、30%以上であることを要する。なお、小数点以下切捨てとする。
- 5 記載内容を証する資料として、次の書類を添付すること。
①労働者名簿の写し ②賃金台帳の写し（計算基準日を含む 1 か月間の状況を記載したもの）
③雇用する労働者が身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者に該当することを証する書面の写し